

病児保育専門士の倫理綱領

病児・病後児保育とは

病児・病後児保育というのは、病気にかかっている子どもにこれらすべてのニーズを満たしてあげるために、専門家集団〔保育士、看護婦(士)、栄養士、医師等〕によって保育と看護を行い、子どもの健康と幸福を守るためにあらゆる世話をすることをいいます。

病児保育専門士とは

保育士または看護師の資格を有し、病児・病後児保育室の勤務により病児保育の専門性を高め、さらに家庭の看護方法などの研鑽を積み、病児保育専門士の認定を受けた者です。その知識と経験を以って病児保育を家庭看護へつなぐことにより、究極の子育て支援を行います。

1. 私たちは、子ども一人ひとりの最善の利益を第一に考えた保育をします。
2. 私たちは、子ども一人ひとりが安全な環境のもとで、安心して過ごせるように配慮します。
3. 私たちは、子ども一人ひとりの病状や症状を把握し、発達と体調に応じた遊びが行えるようにすることで、豊かな時間を持てるようにします。
4. 私たちは、子ども一人ひとりの回復を願い、病状や症状に合った心身の安静がとれるようにします。
5. 私たちは、保護者の状況や心情に寄り添い、その意向を受け止めて、良い関係を築きながら子育てを支えます。
6. 私たちは、病児保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。
7. 私たちは、医師・看護師・保育士の専門性を尊重し、職場のチームワークや関係する他の専門機関との連携を大切にします。
8. 私たちは、病児保育を通して知った子どもや保護者のニーズを受け止め、代弁することも重要な役割と考えて行動します。
9. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、自らの人間性と専門性の向上に努めます。
10. 子どもの病気回復を願い、病児保育協議会では、所定の研修を終了し、子どもと保護者のニーズを的確に捉え、病児保育を実践できる知識と技術を有するものを「病児保育専門士」として認定しています。